

◆公的年金を受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は、従来どおり必要となります。

この場合も、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

◆住宅借入金等特別控除を受ける方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成25年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは、住宅借入金特別控除を受けることができます。控除を受けるための要件など不明な点は、税務署に問い合わせてください。

◆税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。

24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷（白黒印刷可）して、そのまま提出ができるため大変便利です。

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成25年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する場合は、事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上お

むつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

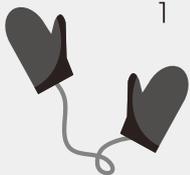
該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取扱いとなりますので希望する場合は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎5210871



個人市民税・県民税の申告は3月17日(月)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など市政運営を進めるために欠かすことができないものです。かならず申告してください。

◆申告をする必要のある方

平成26年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成25年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方は、申告をする必要があります。

ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得（配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得）のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。

また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。